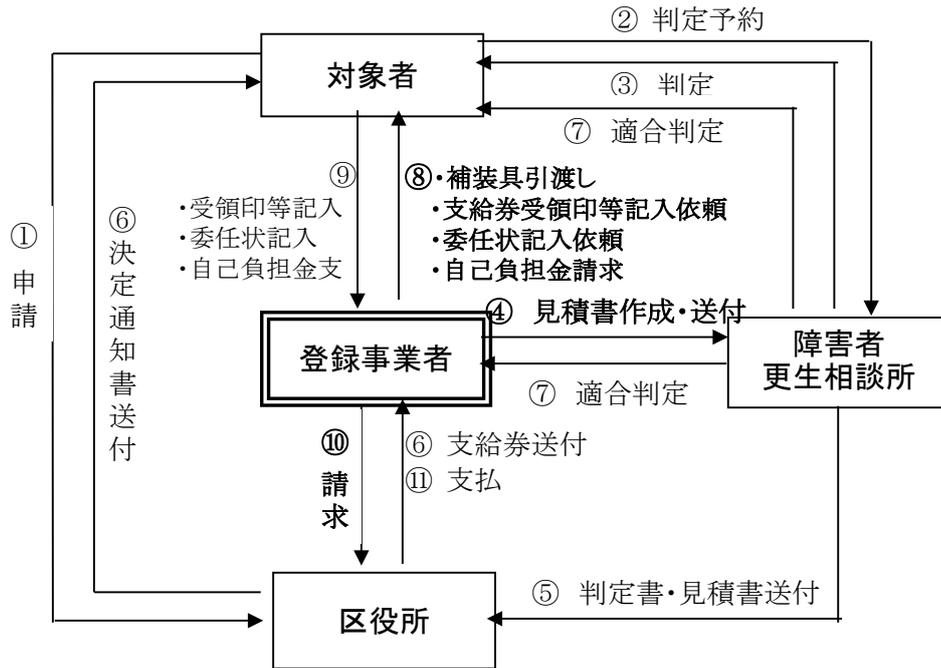
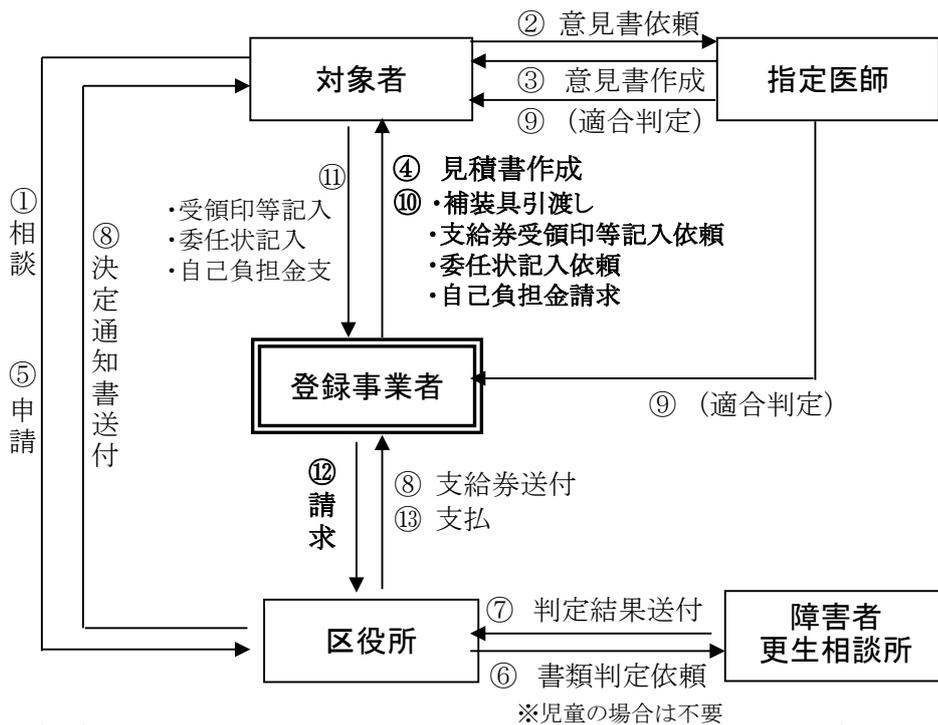


補装具費支給の流れ

1 利用者が障害者更生相談所に来所して判定する場合（来所判定）



2 利用者が医師の意見書で判定を受ける場合（書類判定）



3 注意点

- 見積書の宛先は、申請者の居住地の区長宛です。但書きで申請者の住所、氏名を記入してください。
- 見積書及び請求書には、必ず発行日を記載してください。
- 視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ、については、障害者更生相談所の判定を省略することができます。
- 申請者は世帯の収入により、補装具の交付及び修理の費用の一部を自己負担します。自己負担額については、区役所で決定し、支給券に記載しますので、申請者から徴収してください。